

船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト (強電)】

船舶電装管理者

主任船舶電装士

船舶電装士

目 次

I 船舶設備規程（関連抜粋）	1
[1] 第6編 電気設備	1
第1章 総則（定義及び性能一般）	1
第2章 発電及び変電設備	28
第1節 通則	28
☒183-2.2 〈3〉	29
第2節 発電機	38
第3節 蓄電池	52
第4節 変圧器	58
第3章 配電設備	62
第1節 配電盤	62
第2節 配電器具	68
第4章 電路	71
第1節 電線	71
第2節 配電工事	73
第3節 接地	92
第5章 電気利用設備	95
第1節 照明設備	95
第2節 動力設備	101
第3節 電熱設備	112
第4節 通信及び信号設備	113
第6章 非常電源等	116
第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	135
第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	144
第9章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備	145
[2] 第2編 居住、衛生及非常用設備	148
第6章 脱出設備その他の非常用設備	148
第3編 操舵、係船及び揚錨の設備並びに航海用具	158
第2章 操舵の設備	158
第3章 航海用具	168
[3] 第8編 無線電信等	212
II 危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	218
第2編 危険物の運送	218
第1章 通則	218
第3章 ばら積み液体危険物の運送	219
第2節 液化ガス物質	219

第3節 液体化学薬品	219
III 船舶救命設備規則（関連抜粋）	227
第1章 総 則	227
第2章 救命設備の要件	228
第3章 救命設備の備付数量	238
第4章 救命設備の積付方法	241
IV 船舶消防設備規則（関連抜粋）	243
第2章 消防設備の備付数量及び備付方法	243
第1節 第1種船及び第2種船	243
第2節 第3種船及び第4種船	253
V 船舶防火構造規則（関連抜粋）	256
VI 船舶自動化設備特殊規則	258
第1章 総則	258
第2章 機関	258
第3章 設備	261
VII 漁船特殊規程（関連抜粋）	269
第1章 総則	269
第3章 設備	269
第1節 救命設備	269
第3節 その他の設備	269
VIII 小型船舶安全規則（関連抜粋）	276
第1章 総則	276
第6章 救命設備	280
第9章 航海用具	282
第10章 電気設備	294
第1節 通則	294
第2節 蓄電池	297
第3節 配電盤	298
第4節 電路	299
第5節 電気利用設備	300
第14章 特殊小型船舶に関する特則	302
IX 小型漁船安全規則（関連抜粋）	303
第1章 総則	303
第6章 救命設備	304
第9章 航海用具	305
第10章 電気設備	309

X	電気設備の検査	316
[1]	検査の種類	316
[A]	定期検査	316
[B]	中間検査	316
[C]	臨時検査	317
[D]	臨時航行検査	317
[E]	予備検査	318
[2]	用語の意義	318
[3]	検査の準備	320
[4]	船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	320
B編	一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	320
第1章	第1回定期検査等	320
第2章	定期的検査等	328
C編	小型船舶等及びこれに備える物件の検査	331
第1章	第1回定期検査等	331
第2章	定期的検査等	332
C-2編	快遊艇等及びこれに備える物件の検査	334
第1章	第1回定期検査等	334
第2章	定期検査等	334
S編	検査の特例 第2章 検査の特例（電気ぎ装工事関係）	336
[5]	日本小型船舶検査機構検査事務規程	338
	日本小型船舶検査機構検査事務規程付録[A-1]	338
	第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する事項	338
	日本小型船舶検査機構検査事務規程細則	342
	第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則	342
	第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則	346
XI	索引	348